

# すいざわ

センターだより

水沢地区市民センター  
水沢地区団体事務局  
(センター2階)

☎329-2001

☎329-2323

水沢地区のホームページのアドレスは <https://suizawa-yokkaichi.com> ご意見・投稿などは [suizawahp@gmail.com](mailto:suizawahp@gmail.com)

## 『食を支える刃物と切れ味』

包丁の切れ味で、味が変わる？料理の腕が上がる！  
研いでいた人も、いなかった人も、先生のお話と生野菜  
の試食で違いを楽しんでみよう。

日時：2月16日(日) 12:30～(2時間程度)

場所：水沢地区市民センター 2階 調理室

材料費：100円

定員：20名

講師：(社)日本包丁研ぎ協会 藤原代表理事

申込み：2月12日(水)までに、水沢地区市民センター  
(☎329-2001)へ



## 男女とも学ぶ 魚のさばき方

出来るようで知らない「お魚のさばき方」。  
漁師町では女性も男性も上手だそうです。  
皆で、実際に体験しませんか？



日時：2月22日(土) 10:00～(2時間程度)

場所：水沢地区市民センター 2階 調理室

材料費：数百円(試食する魚の実費)

持ち物：エプロン、三角巾(手ぬぐい等)、ふきん

定員：10名

講師：三重県魚食リーダー

申込み：2月18日(火)までに、水沢地区市民  
センター(☎329-2001)へ

## 講座 災害時！人とペットの関わり方

災害時にペットと自分を守るため、  
何ができるでしょうか？

昨年の水害時にも話題になった、  
避難所でのペットとの暮らし方など  
「飼い主」だけでなく、避難所を運営する立場の方にも  
役に立つお話です。(避難所グッズの展示があります)



内容・災害時のために平常時からできる備え

・いざという時のための「しつけ」

・避難所でのペットの対応について

日時：2月28日(金) 10:00～(90分程度)

場所：水沢地区市民センター

定員：25名

講師：保健所衛生指導課 神谷獣医師

申込み：2月26日(水)までに水沢地区市民センター  
(☎329-2001)へ

## 第9回 郷土が誇る芸能大会で、 茶葉一ズが「お茶め賞」を受賞



1月18日(土)四日市市文化  
会館にて、「第9回 郷土が誇る  
芸能大会」が開催され、茶葉  
一ズのみなさんが、懐かしい  
郷土の原風景を思い起す歌と  
踊りで会場に元気を届け、「お  
茶め賞」を受賞されました。

## 第57回 四日市市高齢者福祉大会 第58回 芸能大会 が開催されました

1月25日(土)四日市市文化会館にて、『第  
57回四日市市高齢者福祉大会』が開催され、  
次の方々が表彰されました。その後「第58回  
芸能大会」が開かれ、茶葉一ズのみなさんが「お  
茶のまち水沢(歌謡舞踊)」を披露されました。

### ■四日市市老人クラブ連合会会長表彰

老人クラブ功労者

辻 善市さん  
鎌田 清和さん  
森 幸美さん





# 四日市市自治会加入の促進と 自治会活動推進のための条例

## 令和2年4月1日施行

「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」が令和元年11月定例会議会で決され、令和2年4月1日から施行します。この条例は、自治会の活性化を推進するために、地域住民の自治会への加入及び参加に関し、地域住民、自治会及び事業者の役割並びに市の責務を定めたものです。

## 自治会に加入しましょう！

自治会は強制加入団体ではありませんが、市民の皆さんに自治会活動の意義を認識していただき、積極的に地域と関わるきっかけにして欲しいと思います。

### 制定の目的

高齢社会への対応、子どもの見守り、自然災害への防災等、多様化する地域課題を解決するため、地域コミュニティの活性化が求められています。

地域社会における安全・安心ネットワークとして重要な役割を担っていただく自治会への加入を促進し、自治会の求心力の強化を図ることにより、地域コミュニティの活性化に繋げていきます。

## 条例の概要(イメージ図)

### 地域住民の役割(第4条)

- ・地域の一員であることを認識し、自治会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めること。

### 自治会の役割(第5条)

- ・地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めること。
- ・適正な内部統制を行い、規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報を定期的に公開すること。 など

### 事業者の役割(第6条、第7条)

- ・従業員がその居住する地域の自治会活動に参加することへの配慮に努めること。
- ・住宅関連事業者は、住宅の建築等にあたり、当該住宅の居住予定者に対し、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報の提供に努めること。 など

### 市の責務(第8条)

- ・自治会との協働に努めること。
- ・関係部署で連携し、自治会の負担軽減に配慮すること。
- ・必要な財政的支援に努めること。
- ・積極的な広報及び啓発に努めること。 など

### 期待される効果

- ・社会情勢の変化や自然災害等に対する安全・安心ネットワークの構築
- ・自治会の求心力の強化による地域コミュニティの活性化

## 四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例

私たちのまち四日市市では、地区市民センターを核とし、市民に最も身近なコミュニティとして地域の生活を支える自治会が中心となって、住民相互の支え合いにより、地域福祉や防犯・防災等の取組を行ってきました。

しかしながら、核家族化や高齢化が進み、地域活動への参加意識や重要性の認識等が希薄化しており、地域コミュニティを維持・向上させていくことが大きな課題となっています。

また、避難行動要支援者や地域包括ケアシステムなど高齢社会への対応、子どもの見守り、多発する自然災害への防災等、多様化する地域課題を解決するために、地域コミュニティの活性化が求められており、自治会が果たす役割は、益々重要なものとなります。

そこで、地域社会における安全・安心ネットワークとして重要な役割を担っていただく自治会への加入を促し、自治会の求心力の強化を図ることにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、ここに「四日市市自治会加入の促進と自治会活動推進のための条例」を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、自治会の活性化を推進するために、地域住民の自治会への加入及び参加に関し、基本理念並びに地域住民、自治会及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域住民の自治会への加入及び参加を促進し、自治会活動の推進を図るために必要な事項を定め、もって誰もが安全・安心で快適に暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自治会 地縁に基づき形成された自治組織をいう。

(2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人をいう。

(3) 住宅関連事業者 市内における住宅の建築、販売、賃貸又は管理（以下「住宅の建築等」という。）を業として行う者（これらの者を代理し、又は媒介する者を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 自治会への加入及び参加の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 地域において、誰もが安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていること。

(2) 地域住民の多様な価値観が尊重され、その自主的かつ自発的な取組が重要であること。

(3) 自治会の自立性や個性を損なわない配慮が必要であること。

(4) 地域住民、自治会、事業者及び市の相互理解と協働により行われること。

(地域住民の役割)

第4条 地域住民は、地域の一員であることを認識し、地域において安全・安心で快適に暮らすために、自治会が中心的な役割を担っていることを理解し、自治会への加入及びその活動への積極的かつ主体的な参加に努めなければならない。

(自治会の役割)

第5条 自治会は、地域の中心的な担い手として、積極的かつ主体的な活動に努めなければならない。

2 自治会は、地域住民の自発的な自治会への加入並びに主体的な参加及び交流を促進するとともに、自治会の活動に関する情報を積極的に地域住民に提供するよう努めなければならない。

3 自治会は、地域住民の自治会への加入並びに参加及び交流は個人の自由な意思に基づくものであることを理解し、これを強制してはならない。

4 自治会は、内部統制を適正に行うとともに、自治会員（地域住民のうち、自治会に加入している者をいう。）に対し、規約、予算、決算その他の自治会運営に関する情報を定期的に公開しなければならない。

5 自治会は、地域住民が参加しやすい開かれた組織づくりに努めるとともに、地域を担う人材の育成に努めなければならない。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自治会の重要性を理解し、その事務所又は事業所が所在する地域の自治会の活動に積極的に参加し、及び協力することにより、自治会活動の推進に努めなければならない。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の自治会活動に参加することに配慮するよう努めなければならない。

(住宅関連事業者の役割)

第7条 住宅関連事業者は、自治会への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

2 住宅関連事業者は、住宅の建築等に当たっては、当該住宅に入居しようとする者に対して、当該住宅が所在する地域の自治会に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(市の責務等)

第8条 市は、自治会の重要性を理解するとともに、その職務の遂行に当たっては、自治会との協働に努めるものとする。

2 市は、各種事業の実施に当たっては、関係部署の連携に努め、自治会の負担軽減に配慮するものとする。

3 市は、自治会への加入及び参加の促進に係る活動その他自治会の組織及び活動の維持を支援するため、必要な財政的援助を行うよう努めるものとする。

4 市は、地域住民の自治会への加入及び参加の促進に関する相談、情報の提供、助言等必要な措置を講じるよう努めるとともに、自治会への加入及び参加の促進への理解を深めるために、積極的な広報及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。



## 《四日市市消防本部からのお知らせ》

### 春の火災予防運動 3月1日～7日

#### ひとつずつ いいね！で確認 火の用心

#### ●火災の発生状況

平成31年/令和元年中の四日市市、朝日町、川越町で発生した火災は92件（前年比-18件）で、このうち建物火災が60件で全体の約65%を占めています。また、主な出火原因は、放火（疑い含む）、たばこ、たき火です。死者数は2名（前年比-3名）です。

#### ●住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

##### 《3つの習慣》

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

##### 《4つの対策》

1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
2. 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

#### ●もしものときに備えて

住宅用火災警報器が適切に作動するか点検ボタンを押すなどして確認し、定期的にほこりなどをふき取りましょう。住宅用火災警報器本体の交換目安は10年です。

■問合せ 四日市市消防本部予防保安課 ☎ 356-2010、FAX 356-2041

#### 危機管理室からのお知らせ



2月22日PM2時ころ、自衛隊が行う災害対処訓練のため「星の広場」に大型ヘリコプターの離発着が行われます。周辺への大きな影響はありませんが、ヘリ離発着時に安全確保のため広場内の南及び西側の道路の交通規制を自衛隊が行います。住民の皆様へ極力ご迷惑をおかけしないように訓練は行われますが、皆様におかれましてもご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ 危機管理室 ☎ 354-8119



#### 固定資産税・都市計画税 (第4期)



納期限は **3月2日(月)** です

#### すいざわ学校



日時：2月17日(月) 10:00～11:30  
場所：水沢在宅介護支援センター  
内容：「冬を健康に過ごす為の栄養について」  
ストレッチ、脳トレ  
問合せ：水沢在宅介護支援センター ☎ 329-3553

楽しく笑って！おしゃべりして！介護予防！

#### イキイキ教室

申込み:不要  
参加費:無料

日時：2月19日(水) 13:30～15:00  
場所：水沢地区市民センター 大会議室  
内容：運動とレクリエーションで楽しみながら、  
介護予防を目指しましょう。  
対象：おおむね65歳以上の市民の方  
持ち物：タオル・水分補給用の飲み物  
※運動しやすい服装でお越しください。  
問合せ：高齢福祉課 ☎ 354-8170

